

学生の海外留学派遣について

～特色あるプログラムの開発やリスク管理について～

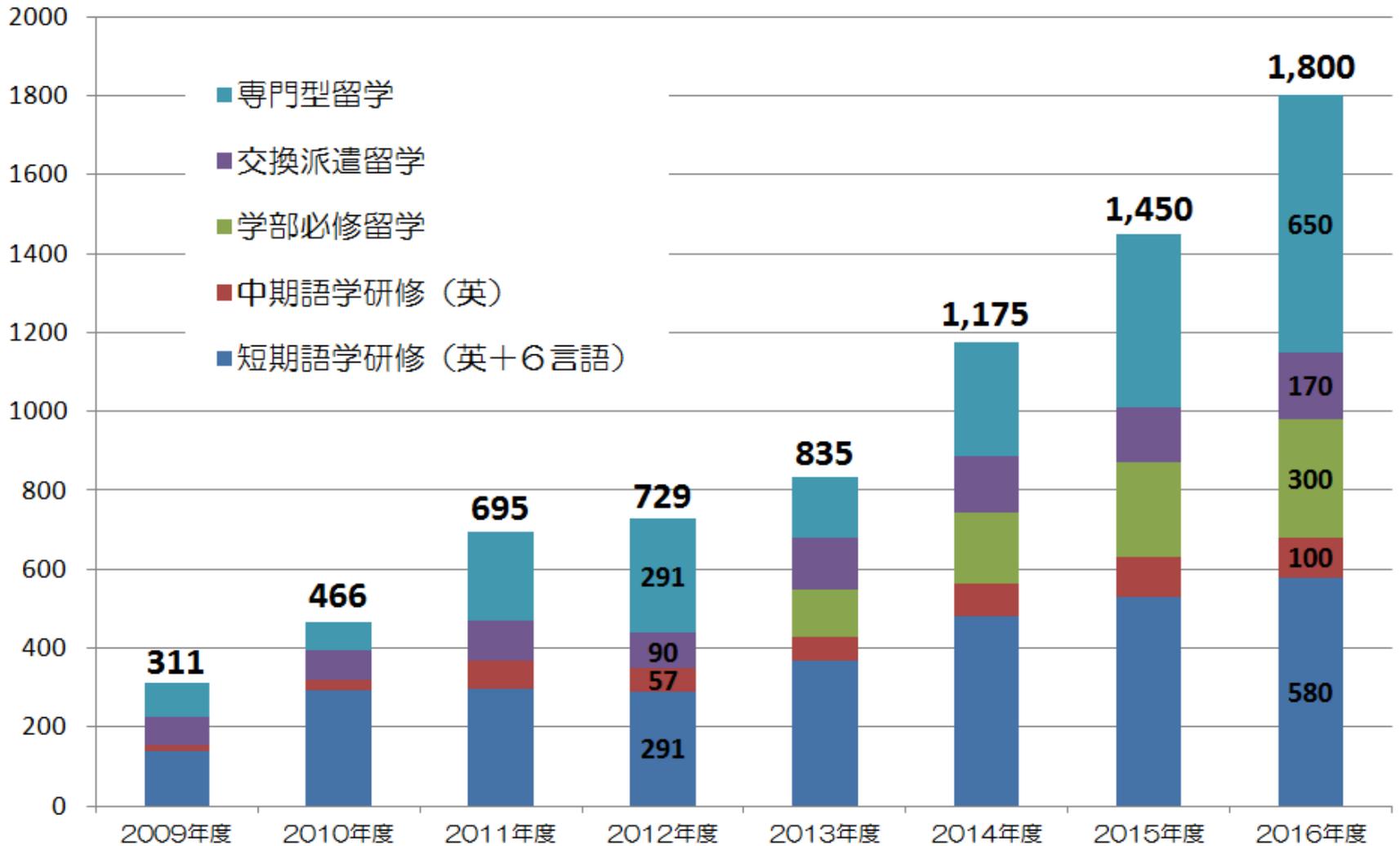
2013年 6月21日

国際センター 国際課
谷口 隆秀



同志社大学
Doshisha University

留学者数の増加



同志社大学外国派遣留学促進のための奨学金制度

名称	給付額
海外活動を伴う正課科目履修者 に対する奨学金	① 海外活動を行うことが授業科目である場合： 参加費用の2割 (ただし、70,000円を上限) ② 授業科目の一環として海外活動が行われる場合： 当該活動が行われる地域に応じ、70,000円、50,000円 又は30,000円
サマープログラム及び スプリングプログラム 履修者に対する奨学金	費用の2割 (ただし、70,000円を上限)
セメスタープログラム 履修者に対する奨学金	250,000円
外国協定大学派遣留学生 に対する奨学金	6月未満の場合は150,000円 (3月未満は除く) 6月以上の場合は300,000円
認定留学生に対する奨学金	250,000円

派遣留学における学生派遣ガイドライン

- 派遣出発前2カ月前以内に、派遣先大学の位置する地域に、「渡航の是非を検討してください」（またはそれ以上）が発出されている場合：
 - ・ 本人の意向の如何にかかわらず、大学として派遣を見合わせる。

「十分注意してください」が発出されている場合：

- ・ 国際センターが、海外安全情報に関する外務省HPや現地の在外日本公館等から客観的な現地情報を取得しつつ、それらをもとに学生本人の意向を確認する。その結果、留学意志を確認した場合は、父母、所属学部・研究科と連携のうえ、派遣の可否について検討し、その結果を大学長に報告する。大学長はこれを受け最終決定を行う。

- 渡航後、派遣先大学の位置する地域に、「渡航の延期をおすすめします」（またはそれ以上）が発出された場合：
 - ・ 日本国政府の対応を注視しつつ、帰国を前提に対応する。

「渡航の是非を検討してください」が発出された場合：

- ・ 国際センターが、派遣学生、海外安全情報に関する外務省HP、現地の在外日本公館および留学先大学等から現地状況を把握しつつ、父母、所属学部・研究科と連携のうえ、帰国させることも念頭に置いて対応する。但し、その対応はむやみに移動することがかえって危険な場合もある等一律とすることができないため、ケースバイケースで行う。
帰国に関わる最終決定は大学長が行う。

「十分注意してください」が発出された場合：

- ・ 国際センターが、派遣学生、海外安全情報に関する外務省HP、現地の在外日本公館および留学先大学等から現地状況を把握し、派遣学生および父母の意志を確認しつつ、所属学部・研究科とも連携のうえ対応する。

学生の国際交流等における危機管理について（試案）

1. 学生の海外渡航前の対応について

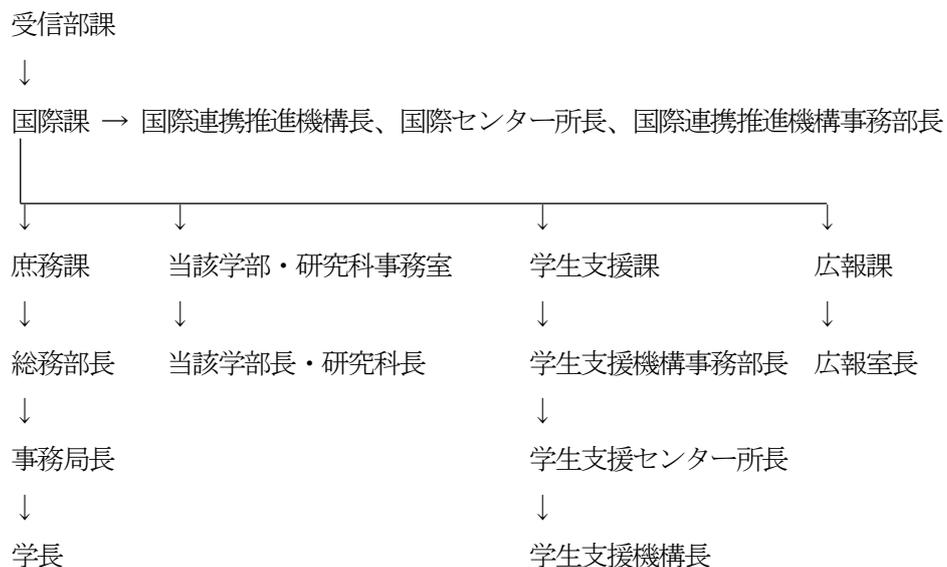
1) 危機管理オリエンテーションの実施

- ①外務省海外安全ホームページおよび在外公館のホームページ等による渡航先（国・地域）の状況（テロ、天変地異、流行病等）の把握と危険度の認識
- ②渡航先（国・地域）における宗教、風俗、風習等の文化的差異や対日感情等の理解
- ③渡航先での健康維持
 - ・ 渡航前からの健康チェック
 - ・ 持病等がある場合の現地での対応に係る事前準備
 - ・ 怪我・病気等への対応
 - ・ 感染症に対する予防接種（厚生労働省検疫所ホームページ参照）
 - ・ 健康面（特に、心理的側面）に関する本学の相談窓口の周知
- ④渡航に係る情報（留学先受入機関、日程、連絡先等）提出の要請
- ⑤本学の渡航時の学生に対する危機管理体制の説明
- ⑥在外公館への「在留届」
- ⑦自己の危機管理

2. 学生の海外渡航時に発生した危機への対応

1) 学生の海外渡航時に発生した危機に係る情報の学内連絡網

学生の海外渡航時に発生した危機に係る情報が学外からもたらされた場合、受信部課は当該受信情報について国際課へ報告し、以下のとおり順次、当該情報を伝達する。



2) 学生の留学時に発生した危機への事案別対応について

①天災・事故・事件等に遭遇し、当該学生の生死が不明の場合、または死亡した場合

- ・標記事案の発生に対しては、原則として対策本部を設置し対応を図る。

対策本部構成員

学長（本部長）

国際連携推進機構長、国際センター所長、国際連携推進機構事務部長

学生支援機構長、学生支援センター所長、学生支援機構事務部長

当該学生の所属する学部・研究科の学部長・研究科長

事務局長、総務部長、広報室長

（事務局）国際課、庶務課、学生支援課、当該学部・研究科事務室

- ・本事案に係る具体的な対応は、対策本部の指示により、下記のとおり関係部課が担当する。

a. 現地との対応：国際課

ア. 留学プログラム等の参加者名簿及び渡航日程表の入手・作成と関係部課への配付

イ. 現地の情報収集（必要に応じ現地への派遣）と対策本部・関係部課への報告

ウ. 現地での事後処理、家族への対応

エ. 学内文書の収集、整理、保管、記録等

b. 関係官庁との対応：庶務課

ア. 文部科学省、外務省等の関係官庁への対応

c. 家族（父母等）への対応：当該学部・研究科事務室、学生支援課

ア. 情報の提供、説明等に係る家族への窓口

d. マスコミ関係への対応：広報課、庶務課

ア. マスコミ等の学外との対応窓口、記者会見の設定

e. 経理関係：経理課

ア. 事故等の対策全体に係る経費の算出と支払い手続き

②天災・事故・事件等に遭遇したが、当該学生が生存している場合

- ・標記事案の発生に対しては、原則として対策本部を設置せず、下記のとおり、関係部課が連携し対応を図るものとする。

なお、各部課の対応内容は、①の事案に準ずるものとし、具体的な実施内容を学長へ報告し、情報等の集約を図る。

a. 現地との対応：国際課

ア. 留学プログラム等の参加者名簿及び渡航日程表の入手・作成と関係部課への配付

イ. 現地の情報収集（必要に応じ現地への派遣）と関係部課への報告

ウ. 現地での事後処理、家族への対応

エ. 学内文書の収集、整理、保管、記録等

b. 関係官庁との対応：庶務課

ア. 文部科学省、外務省等の関係官庁への対応

- c. 家族（父母等）への対応：当該学部・研究科事務室、学生支援課
 - ア. 情報の提供、説明等に係る家族への窓口
- d. マスコミ関係への対応：広報課、庶務課
 - ア. マスコミ等の学外との対応窓口、記者会見の設定
- e. 経理関係：経理課
 - ア. 事故等の対策全体に係る経費の算出と支払い手続き

3. 海外渡航の実施、中止、延期、継続、途中帰国への対応について

1) 渡航先（国・地域）の社会状況による判断

「外務省海外安全ホームページ」における下記の「危険情報」を踏まえ、海外渡航の実施、中止、延期、継続、途中帰国への対応を図るものとする。

◎外務省「安全対策の4つの目安（カテゴリー）」	危険レベル
・ 十分注意してください。・・・・・・・・・・・・・・・・	第1段階
・ 渡航の是非を検討してください。・・・・・・・・	第2段階
・ 渡航の延期をお勧めします。・・・・・・・・	第3段階
・ 退避を勧告します。渡航は延期してください。・・・	第4段階

* 本学においては、上記のとおり、外務省「安全対策の4つの目安（カテゴリー）」について、危険レベルを第1段階から第4段階として扱う。

①渡航前の対応

渡航出発の2ヶ月前以内に、渡航先の当該国・地域に対し、下記の危険情報が発出された場合、次の対応をとるものとする。

- ・ 危険レベル第1段階の発出
 - 海外安全情報に関する外務省ホームページや現地の在外公館等からの客観的な情報を基に、当該学生の渡航に関し、学生本人およびその父母等に対し、渡航の意向について文書により確認する。
 - 渡航の意向が確認された場合、所属学部・研究科は渡航の可否を検討し、その結果を学長に報告する。
 - 学長は本報告を踏まえ最終決定を行う。
- ・ 危険レベル第2段階およびそれ以上の段階の発出
 - 当該学生の渡航に関し、学生本人の意向にかかわらず、大学として渡航を見合わせる。

②渡航後の対応

渡航後、渡航先の当該国・地域に対し、下記の危険情報が発出された場合、次の対応をとるものとする。

- ・ 危険レベル第1段階の発出
 - 海外安全情報に関する外務省ホームページや現地の在外公館等からの客観的な情報を基に、当該学生の当地での滞在に関し、学生本人および当該学生の父母等に対し、滞在継続の意向について確認（確認の手段は特に指定しない。）する。

→ 当地での滞在継続が確認された場合、所属学部・研究科は当地での滞在継続の可否を検討し、その結果を学長に報告する。

→ 学長は本報告を踏まえ最終決定を行う。

・危険レベル第2段階の発出

→ 海外安全情報に関する外務省ホームページや現地の在外公館等からの客観的な情報を基に、当該学生の当地での滞在に関し、学生本人、当該学生の父母等、所属学部・研究科が連携し、途中帰国させることを念頭に対応を図るものとする。

なお、当地からの移動がかえって危険を伴うことも想定され、一律な対応ではなく、当該事案に即した対応を図るものとする。

→ 当該対応内容を学長に報告し、途中帰国に係る最終決定は学長が行うものとする。

・危険レベル第3段階およびそれ以上の段階の発出

→ 学生の安否確認・安全確保を図り、政府の対応を注視し、途中帰国を前提に対応する。

2) 個別の状況による判断（学生個人の状況等による場合）

①渡航中の病気・怪我による留学等の継続可否の判断について

学生の渡航中の病気（精神疾患を含む。）・怪我による留学等の継続可否については、当該学生を診察した医師の所見等を基に、学生本人の意思を尊重しつつも、受入大学との協議を踏まえ、当該学生の父母等、所属学部・研究科が連携し判断する。

なお、留学等の継続可否の判断にあたっては、留学等の残期間、現地の医療状況、治療等に要する日数・経費等を判断要素とし勘案するものとする。

また、救援渡航（学生を現地まで迎えに行く）が必要となった際には、原則として、父母等が赴くものとする。

②刑事または民事の法的対象となった場合

渡航先において、当該学生が刑事または民事の法的対象となった場合、当該国の法律上の扱いに基づき判断することになるが、日本の関係機関と調整し対応を図る。

③受入大学での留学の継続が不可となった場合

当該学生の学力不足、特定の処分等により、受入大学において留学の継続が不可と判断された場合、留学等を中止し、途中帰国させる。

④渡航先での自然環境が悪化している場合

渡航先（受入大学の所在地）での自然環境が悪化している場合（現地での生活の継続が困難となってきている場合）、原則として、留学等を中止し、途中帰国させる。

なお、渡航前に、渡航先の自然環境の悪化が明白な場合、「外務省海外安全ホームページ」における「危険情報」に関わらず、当該学生の渡航を中止する。

以上

危機発生報告書

記入者

所属： _____

氏名： _____

1. 危機情報の連絡

1) 連絡のあった日時： 年 月 日 () 時 分

2) 連絡された手段：電話・メール・口頭・その他 ()

3) 連絡を行った者

氏名： _____

連絡先：電 話 () — _____

メールアドレス _____

危機対象学生との関係 _____

2. 危機対象学生

氏名： _____

学生ID： _____

渡航先での学生連絡先：電 話 () — _____

メールアドレス _____

3. 危機の内容

1) 発生日時： 年 月 日 () 時 分

2) 発生場所

国名： _____

住所： _____

3) 危機の状況

①人的被害（病気、怪我、その他の被害状況）

*本学が指定する海外旅行者傷害保険以外の保険等の加入の有無：あり ・ なし

保険へ加入している場合

保険会社および保険名称： _____

保険内容： _____

②物的被害（持ち物、金銭、その他の被害状況）

③発生状況（いつ、どこで、何が、どのようになったか等具体的に記入すること。）

4. その他（留意事項等がある場合）
